

令和4年度第1回

伊勢崎市国民健康保険運営協議会
会議資料

令和4年度第1回伊勢崎市国民健康保険運営協議会資料

目 次

[報告事項]

1	令和3年度国民健康保険運営状況について	P 1～15
2	令和4年度国民健康保険課税状況について	P 16
	資料 令和4年度版 伊勢崎市国民健康保険税について	P 17～18
3	未就学児に係る被保険者均等割額の減額について	P 19
4	国民健康保険税の課税限度額の見直しについて	P 20
5	新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免について	P 21
	資料 新型コロナウイルス感染症減免チラシ	P 22
6	新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者への 傷病手当金制度の対象期間延長について	P 23～26
7	国民健康保険被保険者証一斉更新における納税相談に ついて	P 27
8	国民健康保険人間ドック補助金申請の電子申請の開始に ついて	P 28
9	被保険者証と高齢受給者証の一体証導入について	P 29
10	令和4年度の主なスケジュールについて	P 30

報告事項 1 令和3年度国民健康保険運営状況について

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として、令和4年3月31日現在、市民の20.71%（前年度末21.38%）が加入し、地域医療の確保と市民の健康保持増進に重要な役割を果たしています。

被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高いことや所得水準が低いなど構造的な課題を抱え、これまでも65歳から74歳までの前期高齢者の医療費負担の不均衡を被用者保険と調整する仕組みが設けられましたが、平成30年度には持続可能な医療保険制度を構築する観点から、追加的な公費の拡充とともに群馬県も市町村とともに国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体となる制度改革が行われました。

75歳以上の方の後期高齢者医療制度への移行や社会保険に加入する方の増加により、被保険者数は減少傾向にありますが、今後も高齢化や医療の高度化等により、1人当たりの医療費等の更なる増加が見込まれることから、引き続き財政基盤の強化に向けた取組を講じていく必要があります。

1 被保険者の状況

(1) 世帯数

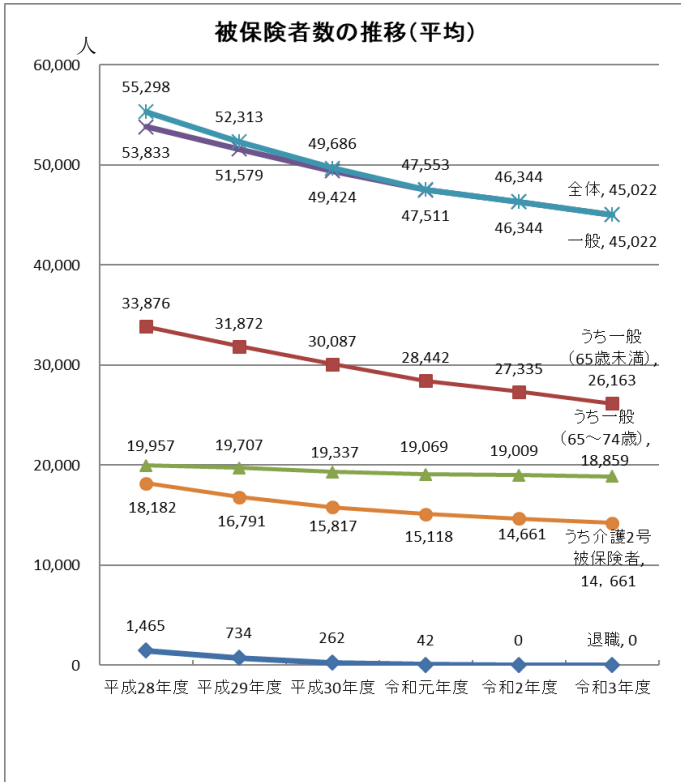
資料1

令和4年3月末 総世帯数	令和4年3月末 国保加入世帯数	加入率	国保世帯の状況		
			令和2年度平均	令和3年度平均	増減
93,119 世帯	一般 27,373 世帯	29.40%	28,278 世帯	27,785 世帯	△493 世帯
	退職 0 世帯				
	計 27,373 世帯				

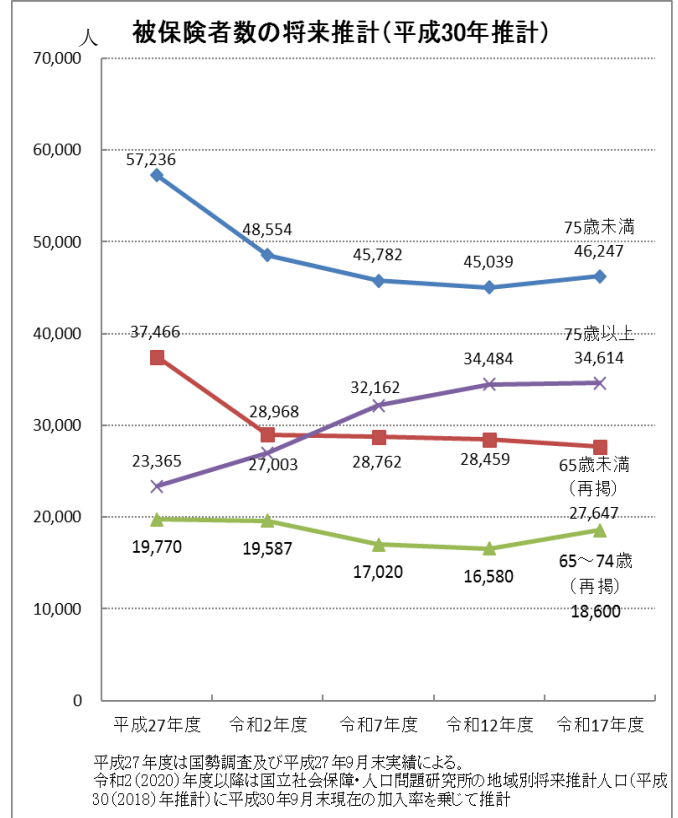
(2) 被保険者数

令和4年3月末 総人口	令和4年3月末 国保被保険者数	加入率	国保被保険者数の状況		
			令和2年度平均	令和3年度平均	増減
212,178 人	一般 43,945 人	20.71%	一般 46,344 人	一般 45,022 人	△1,322 人
	退職 0 人		退職 0 人	退職 0 人	
	計 43,945 人		計 46,344 人	計 45,022 人	

資料2

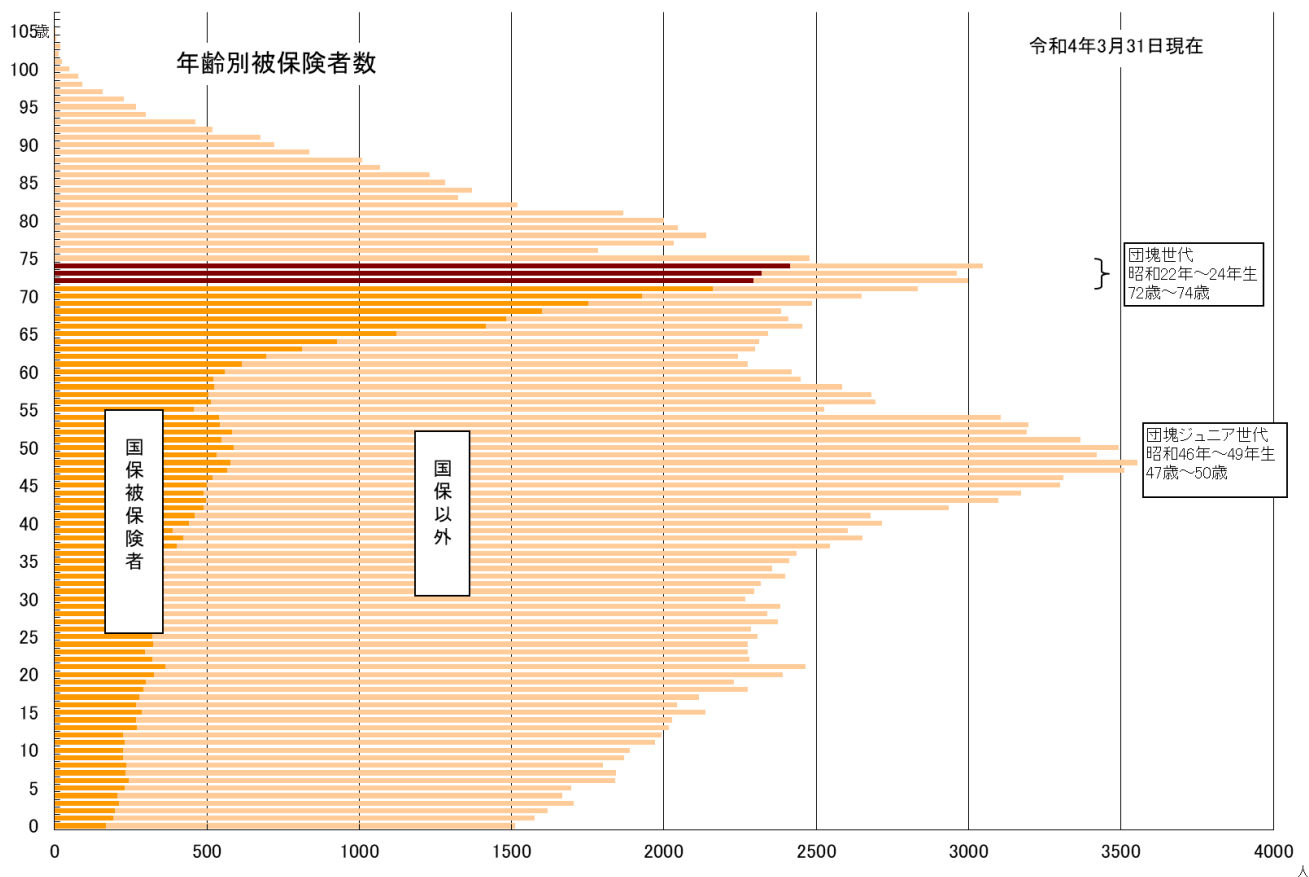


資料3



これまでの「被保険者数の推移」は資料2のとおりです。青色の線の全体の人数は75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行したり、社会保険に加入する方が増加したりしているため、減少傾向にあります。

資料3のグラフは、国の人口推計や被保険者の加入割合から見る伊勢崎市の「被保険者数の将来推計」ですが、茶色の線の65歳未満は減少傾向となりますが、その下の紫色の線の75歳以上の方は増加傾向が続きます。また、その下の黄緑色の線の65歳から74歳までの前期高齢者では減少が見込まれています。



資料4は年齢別被保険者数を表しています。75歳未満の棒グラフが濃くなっている部分が国保加入者で、最も濃くなっている部分がいわゆる団塊の世代です。医療費水準の高い年齢層が増加傾向となるため、保険給付費も増加傾向になると考えられます。

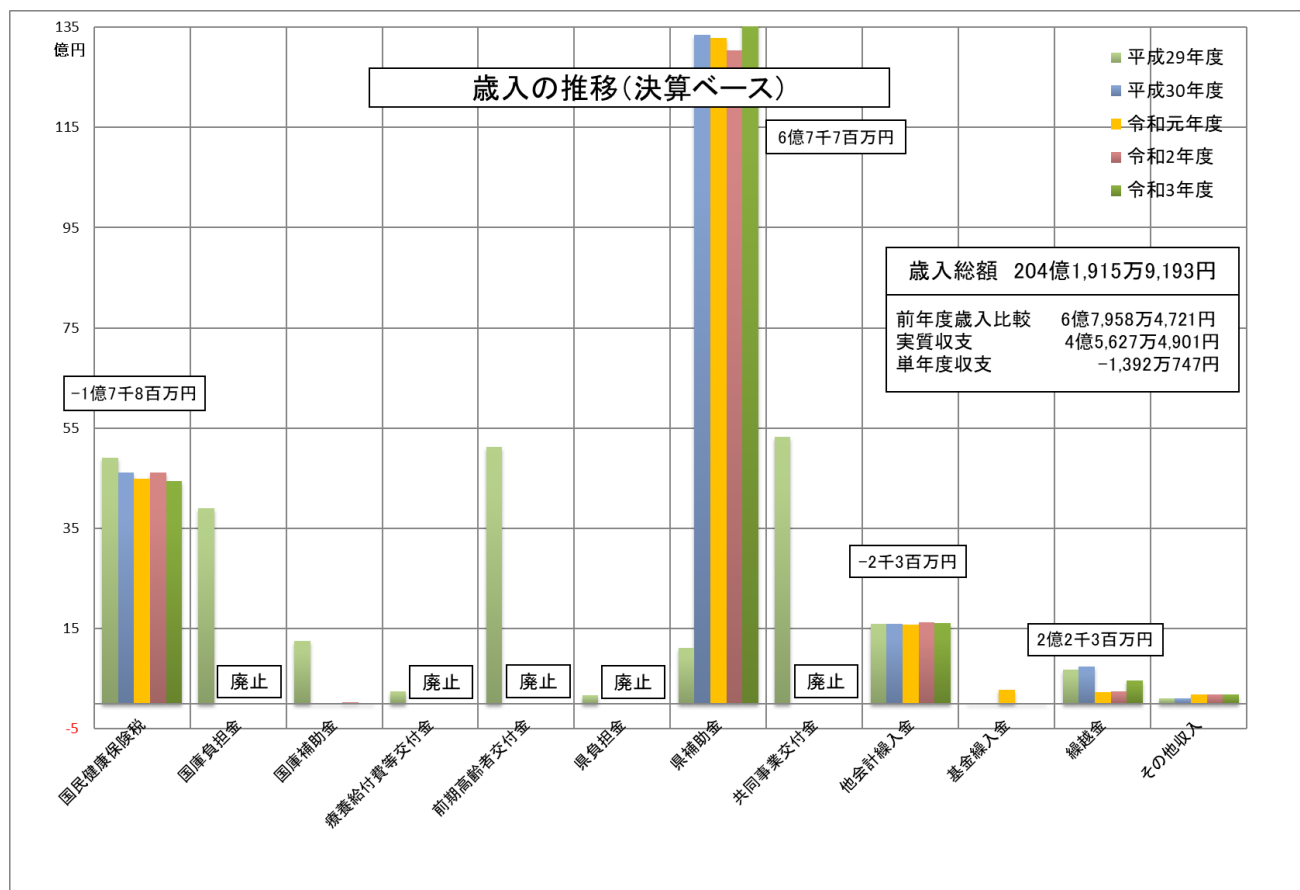
2 歳入

資料5

令和3年度 国民健康保険特別会計決算見込み

単位:千円

		令和3年度 決算見込み額①	令和2年度 決算②	増減 ①-②	伸び率
1 国民健康保険税		4,440,023	4,617,782	-177,759	96.2%
	国民健康保険税	4,440,023	4,617,782	-177,759	96.2%
2 使用料及び手数料		4	6	-2	73.7%
	手数料	4	6	-2	73.7%
3 国庫支出金		6,806	26,531	-19,725	25.7%
	国庫補助金	6,806	26,531	-19,725	25.7%
4 県支出金		13,712,599	13,035,182	677,417	105.2%
	県補助金	13,712,599	13,035,182	677,417	105.2%
5 財産収入		51	49	2	103.1%
	財産運用収入	51	49	2	103.1%
6 繰入金		1,603,702	1,626,741	-23,039	98.6%
	他会計繰入金	1,603,702	1,626,741	-23,039	98.6%
	基金繰入金	0	0	0	-
7 繰越金		470,196	247,624	222,571	189.9%
	繰越金	470,196	247,624	222,571	189.9%
8 諸収入		185,779	185,659	119	100.1%
	延滞金及び過料	114,928	105,559	9,369	108.9%
	市預金利子	0	0	0	-
	雑入	70,851	80,100	-9,249	88.5%
歳入合計		20,419,159	19,739,574	679,585	103.4%



個別事項

- (1) 歳入総額204億9,159万9,193円で、予算総額に対し100.20%で、前年度を約6億7,900万円上回りました。
- (2) 医療給付費分現年度保険税は27億4,229万965円で、前年度に比べ6,882万614円の減となり、保険給付費に対し20.50%、歳入比率13.43%、被保険者1人当たりでは6万910円でした。
 後期高齢者支援金分現年度保険税は10億1,326万5,606円で、前年度に比べ2,527万1,958円の減でした。
 また、介護納付金分現年度保険税は3億4,399万9,665円で、前年度に比べ1,101万9,283円の減でした。
- (3) 国庫支出金は、災害臨時特例補助金が680万6,000円でした。
- (4) 県支出金は、保険給付費等交付金のうち保険給付費に要した費用に対して交付される普通交付金が132億4,654万4,757円、特別交付金が4億6,605万4,000円で、歳入比率は67.16%でした。
- (5) 一般会計からの繰入金は16億370万1,692円で、歳入比率は7.85%でした。

3 歳 出

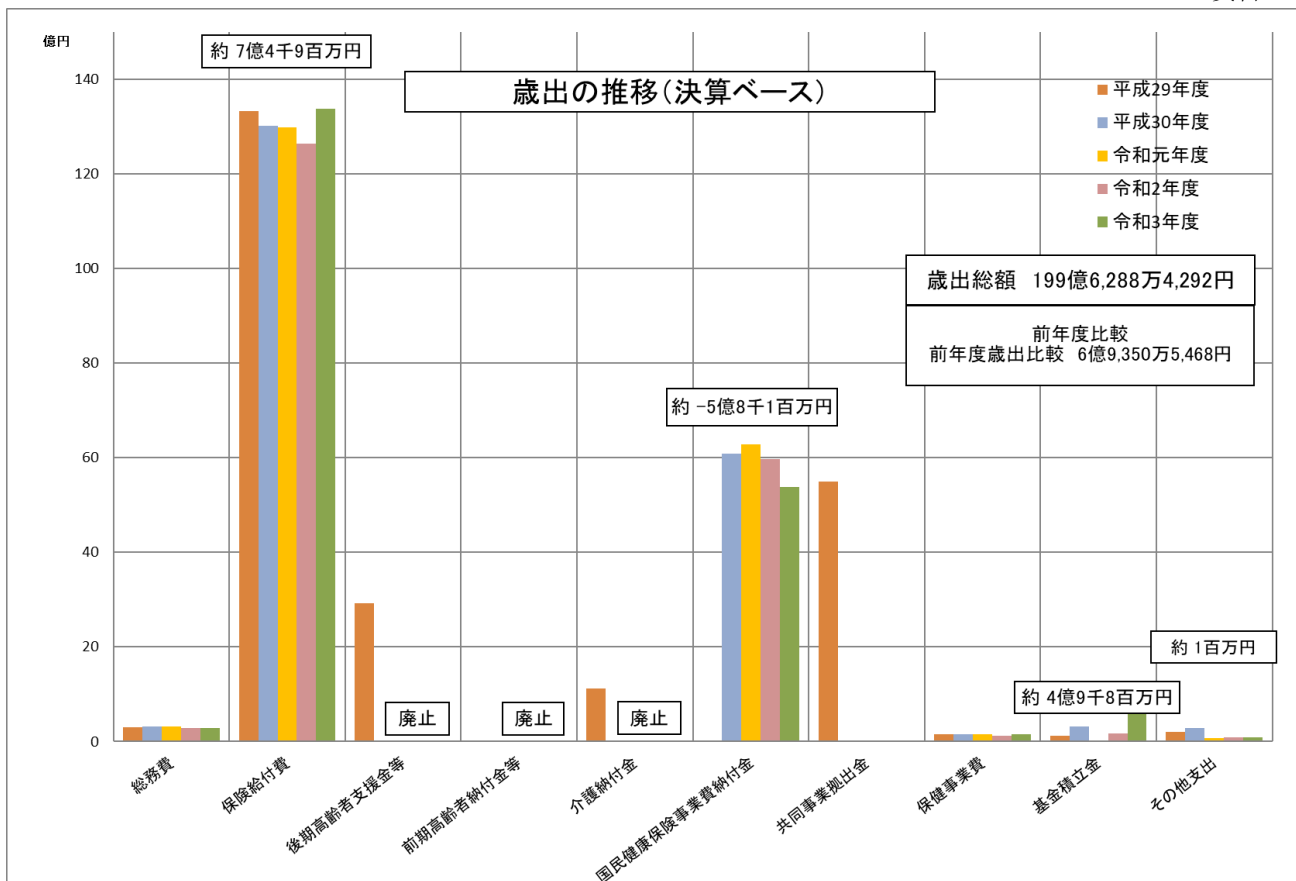
資料 7

令和3年度 国民健康保険特別会計決算見込み

単位:千円

		令和3年度 決算見込額①	令和2年度 決算②	増減 ①-②	伸び率
1 総務費		286,235	291,385	-5,150	98.2%
	総務管理費	270,668	275,854	-5,186	98.1%
	徴税費	15,081	15,165	-84	99.4%
	運営協議会費	486	366	120	132.6%
2 保険給付費		13,378,801	12,629,609	749,192	105.9%
	療養諸費	11,600,510	10,915,014	685,496	106.3%
	高額療養費	1,686,992	1,616,191	70,801	104.4%
	移送費	11	0	11	-
	出産育児諸費	74,488	83,132	-8,643	89.6%
	葬祭諸費	13,850	14,100	-250	98.2%
	傷病手当金諸費	2,950	1,172	1,778	251.7%
3 国民健康保険事業費納付金		5,383,455	5,964,213	-580,759	90.3%
	医療給付費分	3,488,360	4,014,739	-526,379	86.9%
	後期高齢者支援金等分	1,393,107	1,410,287	-17,181	98.8%
	介護納付金分	501,988	539,187	-37,199	93.1%
4 共同事業拠出金		0	2	-2	15.8%
	共同事業拠出金	0	2	-2	15.8%
5 保健事業費		158,752	127,919	30,833	124.1%
	特定健康診査等事業費	153,790	121,785	32,006	126.3%
	保健事業費	4,961	6,134	-1,172	80.9%
6 基金積立金		670,580	172,234	498,346	389.3%
	基金積立金	670,580	172,234	498,346	389.3%
7 公債費		0	0	0	-
	公債費	0	0	0	-
8 諸支出金		85,061	84,016	1,045	101.2%
	償還金及び還付加算金	57,709	84,016	-26,307	68.7%
	指定公費負担医療費立替金	0	0	0	-
	繰出金	27,352	0	27,352	-
9 予備費		0	0	0	-
	予備費	0	0	0	-
歳 出 合 計		19,962,884	19,269,379	693,505	103.6%

資料 8



個別事項

- (1) 歳出総額199億6,288万4,292円で、予算総額に対し97.96%でした。
- (2) 療養諸費は、一般被保険者分療養諸費115億6,016万1,111円で、歳出比率57.91%、一般被保険者1人当たりで25万6,767円、退職被保険者等分療養諸費は0円でした。
これに審査支払手数料4,034万8,719円を加えた療養諸費合計は、116億50万9,830円で、前年度に比べ6億8,549万5,673円の増となり、歳出比率58.11%でした。
- (3) 高額療養費は、高額介護合算療養費と合わせて、一般被保険者分では16億8,699万2,199円、退職被保険者等分では0円で、前年度に比べて7,080万1,102円の増でした。
- (4) 出産育児一時金は、40万4,000円の支給が4件、42万円の支給が172件の計176件（対前年度22件の減）で、審査支払手数料3万6,750円を加えた支給合計金額は7,448万8,433円（差額分を含む。）を支給しました。
葬祭費は、一律5万円で、277件（対前年度5件の減）で1,385万円を支給しました。
新型コロナウイルス感染症に感染するなど、一定の条件を満たした被用者等に係る傷病手当金は、55件で295万555円を支給しました。
保険給付費全体では、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関等への受診控えで落ち込んだ分が戻って高い伸びとなり、約7億4,900万円の増でした。また、1人当たりの医療費についても増となりました。
- (5) 都道府県化に伴い県に支払うことになった国民健康保険事業費納付金は、一般被保険者医療給付費分が34億8,836万341円、退職被保険者等医療給付費分が0円で、医療給付費分の歳出比率は17.47%。一般被保険者後期高齢者支援金等分が13億9,310万6,947円、退職被保険者等後期高齢者支援金等分が0円で後期高齢者支援金等分の歳出比率は6.98%。介護納付金分が5億198万7,529円で歳出比率は2.51%で、国民健康保険事業費納付金の合計は53億8,345万4,817円、歳出比率は26.97%、被保険者1人当たりでは11万9,574円（対前年度9,120円の減）でした。
- (6) 共同事業拠出金は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業が納付金制度に移行したことにより、年金受給者一覧表作成所要経費のその他共同事業事務費拠出金のみとなり、327円でした。
- (7) 保健事業費は、特定健康診査等事業費が1億5,379万331円で、保健衛生普及費は496万1,392円でした。

令和3年度決算の歳入と歳出の差し引きは、4ページの資料6と5ページの資料8に記載しているとおおり、歳入総額204億1,915万9,193円に対し、歳出総額199億6,288万4,292円となるため、4億5,627万4,091円が令和4年度への繰越金となります。

この繰越金については、保険給付費等交付金普通交付金精算額（約1,800万円返還予定）や特定健康診査等負担金分精算額（約700万円返還予定）などに充てていきたいと考えていますが、令和4年度の当初予算編成では、約2億9,197万円の不足額が生じており、基金からの繰り入れを財源として対応しています。状況に応じてこれらの減額の一部に充てることも考えています。

今後、国民健康保険税の収入状況や他の補正要素も検討しながら、適切に対応していきたいと考えています。

4 保険給付の状況

資料9

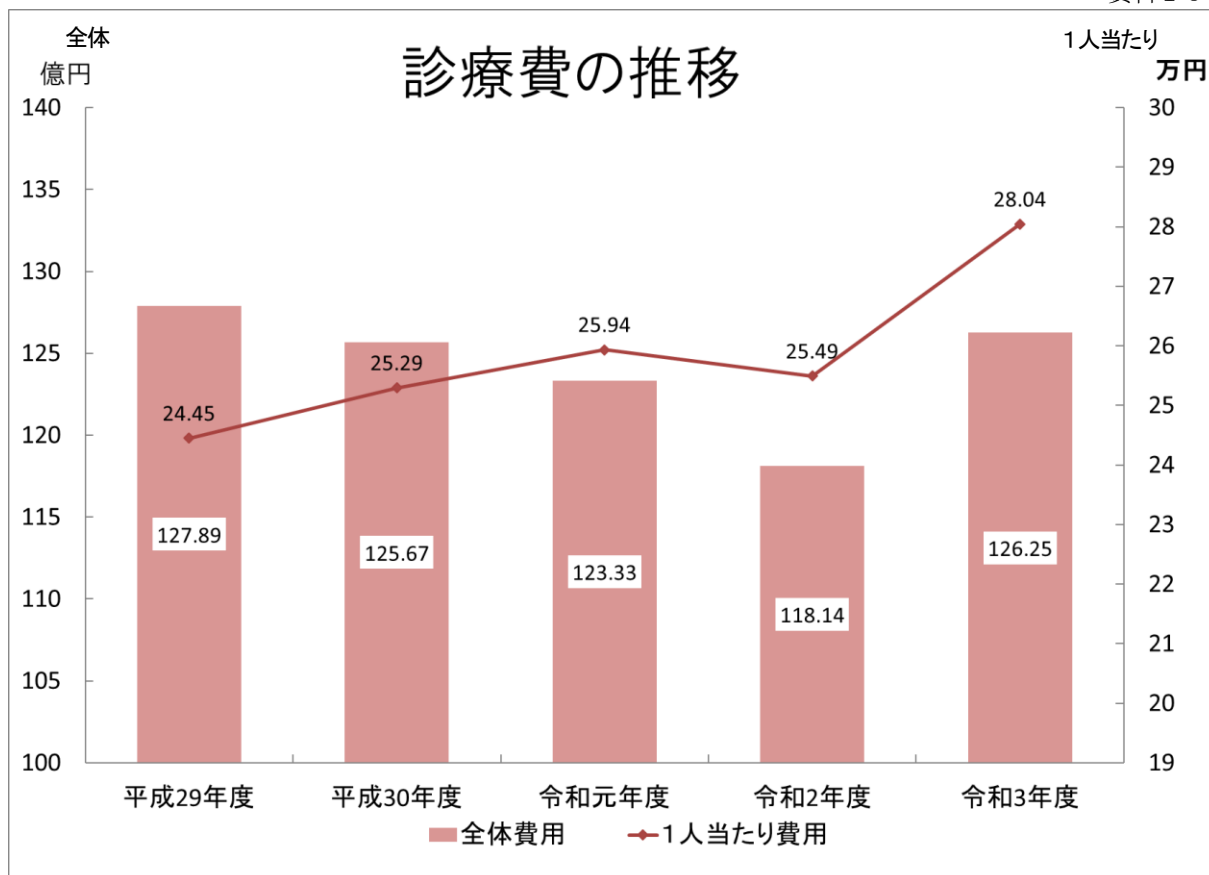
(1) 療養の給付(診療費)の内訳 (一般被保険者数年間平均45,022人、退職被保険者等数年間平均0人)

診療別 (徴収金等控除後)		件数	日数	費用額	受診率	1件当たり 日数	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
入院	一般	10,172件	160,030日	6,003,329,072円	22.59件	15.73日	590,182円	133,342円
	退職	0	0	0	—	—	—	—
入院外	一般	372,203	543,067	5,606,288,023	826.71	1.46	15,062	124,523
	退職	0	0	△2,051,581	—	—	—	—
歯科	一般	84,350	148,522	1,017,587,120	187.35	1.76	12,064	22,602
	退職	0	0	△91,730	—	—	—	—
計	一般	466,725	851,619	12,627,204,215	1,036.66	1.82	27,055	280,467
	退職	0	0	△2,143,311	—	—	—	—

※受診率=受診件数÷年間平均被保険者数×100 (被保険者100人当たりの年間受診件数)

資料9は、入院・入院外・歯科ごとに、件数・日数・費用額・受診率、1件当たりの日数及び費用額、1人当たりの費用額を示しています。合計では、一般被保険者の受診率は1,036.66件で、1人当たりの費用額では28万467円となっています。なお、退職被保険者に係る費用額のマイナスについては、振替処理による精算を行ったために生じたものです。

資料10



資料10は、診療費の全体費用と1人当たり費用額の推移を表しています。新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関等への受診控えの反動で、前年度と比較して1人当たり費用額は増加している状況です。

(2) 高額療養費

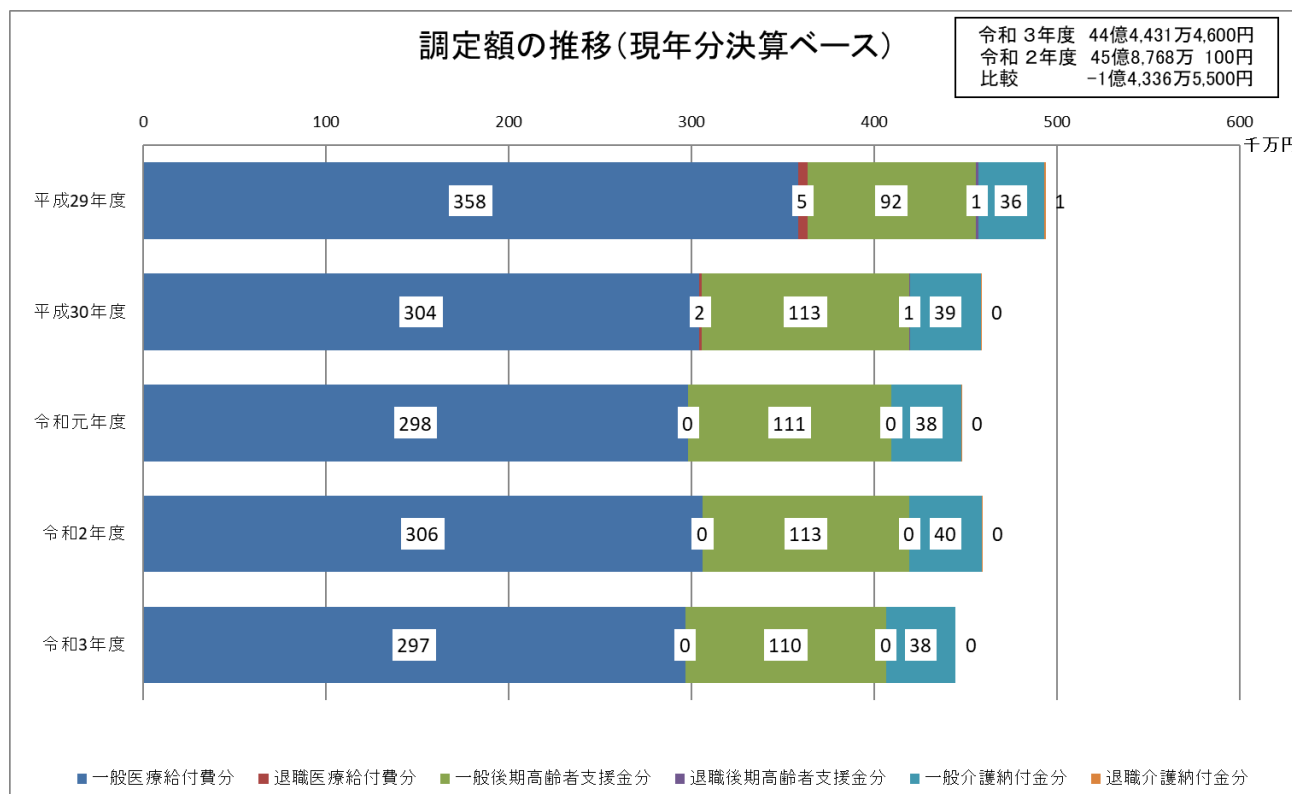
資料 1 1

区 分	件 数	支 給 総 額	1 件当たり 支 給 額	被保険者 1 人 当たり支給額
一 般	26,492件	1,686,992,199円	63,679円	37,470円
退 職	0	0	—	—

※高額介護合算療養費を含む。

5 国民健康保険税

資料 1 2



(1) 保険税の賦課状況

国保税全体の額は、その年に予想される医療費から、加入者の皆さんが病院や医院・調剤薬局などで支払う自己負担額、及び国・県などからの補助金を差し引いて算出します。その全体の額を、所得割（加入者の前年所得に税率をかけて課税するもの）、均等割（世帯の国保加入者数に応じて課税するもの）、平等割（1世帯当たり定められた額を課税するもの）の3項目に割り振り、世帯ごとの課税額を決定します。

また所得割は「応能割」、均等割と平等割は「応益割」と呼ばれます。応能割は、所得や資産などその人の負担能力に応じて課税するもの、応益割は所得や資産の多い・少ないに関係なく、1世帯当たりあるいは加入者1人当たり一定額を課税するものです。

令和3年度の国保税の賦課状況は、被保険者数が減少している影響もあり、前年度に対して全体で1億4,336万5,500円減の44億4,431万4,600円となっています。

ア 医療給付費分

資料13

区分	所得割		均等割	平等割	計(A)	保険税軽減額等(B)	調定額(A-B)
	全体	応能割	52.51%	全体			
一般	円	円	円	円	円	円	円
	1,888,994,124	1,168,887,884	539,598,998	3,597,481,006	630,973,406	2,966,507,600	
	52.51%	32.49%	15.00%	%			
	応能割	52.51%	応益割		47.49%	100.00	—
退職	円	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0	0
	—%	—%	—%	%			
	応能割	—%	応益割		—%	—	—

※保険税軽減額等(B)には、次項の「(2) 保険税軽減対象状況」における軽減税額並びに限度超過額、100円未満切捨額、減免額及び月割税額を含む(イ、ウも同じ)。

※退職分は新規課税なし(イ、ウも同じ)

イ 後期高齢者支援金分

区分	所得割		均等割	平等割	計(A)	保険税軽減額等(B)	調定額(A-B)
	全体	応能割	52.38%	全体			
一般	円	円	円	円	円	円	円
	711,790,149	449,571,890	197,414,192	1,358,776,231	261,543,731	1,097,232,500	
	52.38%	33.09%	14.53%	%			
	応能割	52.38%	応益割		47.62%	100.00	—
退職	円	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0	0
	—%	—%	—%	%			
	応能割	—%	応益割		—%	—	—

ウ 介護納付金分

区分	所得割		均等割	平等割	計(A)	保険税軽減額等(B)	調定額(A-B)
	全体	応能割	50.57%	全体			
一般	円	円	円	円	円	円	円
	230,962,149	154,082,203	71,630,004	456,674,356	76,099,856	380,574,500	
	50.57%	33.74%	15.69%	%			
	応能割	50.57%	応益割		49.43%	100.00	—
退職	円	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0	0
	—%	—%	—%	%			
	応能割	—%	応益割		—%	—	—

(2) 保険税軽減対象状況

国保の被保険者は比較的低所得者が多いため、国保税負担が過重となることがあります。これを避けるため、所得が一定の基準以下の世帯について、国保税の均等割と平等割により算定される額を軽減する措置が講じられています。

本市では7割軽減、5割軽減及び2割軽減を実施しています。軽減の基準は資料14のとおりです。

令和3年度の保険税軽減の状況は、前年度に対して全体で1,072万2,976円増の7億5,250万3,826円となっています。

均等割・平等割の減額

資料14

世帯主及び国保加入者の前年の所得の合計	減額割合
43万円＋【10万円×(給与所得者等の数－1)】以下の場合	7割を減額
43万円＋【10万円×(給与所得者等の数－1)】＋(28万5千円×被保険者数)以下の場合	5割を減額
43万円＋【10万円×(給与所得者等の数－1)】＋(52万円×被保険者数)以下の場合	2割を減額

ア 医療給付費分 (全世帯数 28,127世帯、全被保険者数 45,828人 4月1日現在)

資料15

区分	種別	世帯数	全世帯数に占める割合	被保険者数	全被保険者数に占める割合	軽減税額
一般	7割軽減対象	8,090世帯	28.76%	11,102人	24.23%	306,275,667円
	5割軽減対象	4,607	16.38	8,447	18.43	148,866,959
	2割軽減対象	3,265	11.61	6,293	13.73	44,129,279
	計	15,962	56.75	25,842	56.39	499,271,905
退職	7割軽減対象	—	—	—	—	—
	5割軽減対象	—	—	—	—	—
	2割軽減対象	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
					計	499,271,905

イ 後期高齢者支援金分 (全世帯数 28,127世帯、全被保険者数 45,828人 4月1日現在)

区分	種別	世帯数	全世帯数に占める割合	被保険者数	全被保険者数に占める割合	軽減税額
一般	7割軽減対象	8,090世帯	28.76%	11,102人	24.23%	115,752,945円
	5割軽減対象	4,607	16.38	8,447	18.43	56,463,254
	2割軽減対象	3,265	11.61	6,293	13.73	16,744,891
	計	15,962	56.75	25,842	56.39	188,961,090
退職	7割軽減対象	—	—	—	—	—
	5割軽減対象	—	—	—	—	—
	2割軽減対象	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
					計	188,961,090

ウ 介護納付金分（全世帯数 12,064世帯、全被保険者数 14,427人 4月1日現在）

区分	種 別	世 帯 数	全世帯数に占める割合	被保険者数	全被保険者数に占める割合	軽 減 税 額
一 般	7割軽減対象	3,476世帯	28.81%	3,852人	26.70%	43,464,065円
	5割軽減対象	1,691	14.02	2,067	14.33	16,059,567
	2割軽減対象	1,258	10.43	1,563	10.83	4,747,199
	計	6,425	53.26	7,482	51.86	64,270,831
退 職	7割軽減対象	—	—	—	—	—
	5割軽減対象	—	—	—	—	—
	2割軽減対象	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
					計	64,270,831

(3) 収納状況

現年度分と滞納繰越分に分けて計算すると、収納率は、収納対策に引き続き努力しており現年度分では92.24%と前年度に対し0.59ポイントの上昇。滞納繰越分では22.11%と前年度に対し1.85ポイント上昇しました。

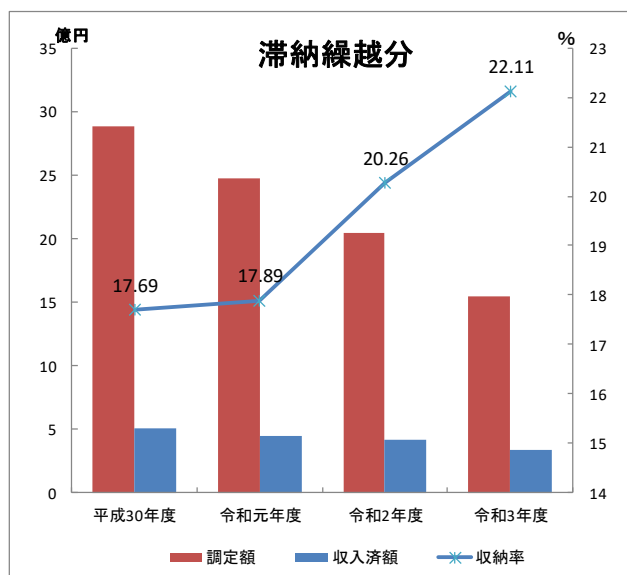
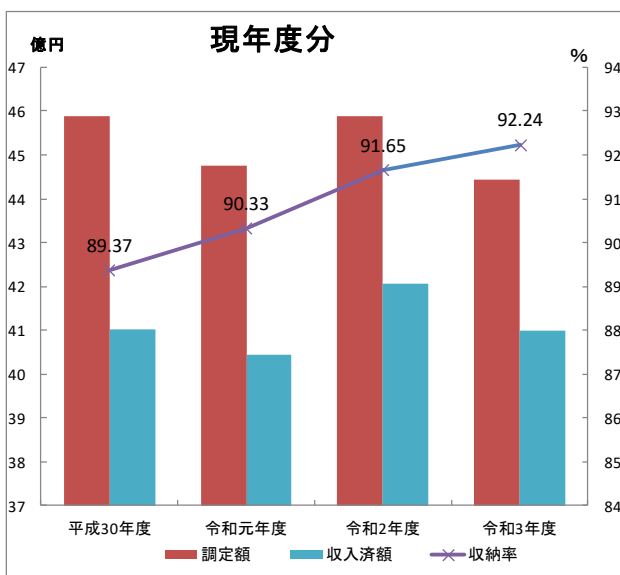
資料16

現年度分

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調定額	4,589,497,200	4,475,580,700	4,587,680,100	4,444,314,600
収入済額	4,101,538,564	4,042,771,092	4,204,668,091	4,099,556,236
不納欠損額	988,800	1,206,000	331,900	417,600
収入未済額	486,969,836	431,603,608	382,680,109	344,340,764
収納率	89.37	90.33	91.65	92.24

滞納繰越分

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調定額	2,883,166,044	2,471,478,952	2,039,476,211	1,540,042,475
収入済額	510,094,091	442,161,482	413,114,280	340,467,221
不納欠損額	356,910,044	388,776,241	450,499,423	201,368,352
収入未済額	2,016,161,909	1,640,541,229	1,175,862,508	998,206,902
収納率	17.69	17.89	20.26	22.11



資料17

区 分	予 算 額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	
	円	円	円	円	円	%	
一 般	医療現年度分	2,666,473,000	2,966,507,600	2,742,290,965	283,348	223,933,287	92.44
	支援金現年度分	985,260,000	1,097,232,500	1,013,265,606	106,149	83,860,745	92.35
	介護現年度分	334,304,000	380,574,500	343,999,665	28,103	36,546,732	90.39
	医療滞納繰越分	188,100,000	1,042,757,297	229,286,674	142,818,833	670,651,790	21.99
	支援金滞納繰越分	61,100,000	331,852,872	74,383,580	38,660,262	218,809,030	22.41
	介護滞納繰越分	28,600,000	157,310,889	34,781,832	18,378,395	104,150,662	22.11
	計	4,263,837,000	5,976,235,658	4,438,008,322	200,275,090	1,337,952,246	74.26
退 職	医療現年度分	1,000	0	0	0	0	0.00
	支援金現年度分	1,000	0	0	0	0	0.00
	介護現年度分	1,000	0	0	0	0	0.00
	医療滞納繰越分	300,000	5,518,542	1,392,766	990,920	3,134,856	25.24
	支援金滞納繰越分	100,000	1,279,540	305,016	262,827	711,697	23.84
	介護滞納繰越分	100,000	1,323,335	317,353	257,115	748,867	23.98
	計	503,000	8,121,417	2,015,135	1,510,862	4,595,420	24.81
現年度分	3,986,040,000	4,444,314,600	4,099,556,236	417,600	344,340,764	92.24	
滞納繰越分	278,300,000	1,540,042,475	340,467,221	201,368,352	998,206,902	22.11	
計	4,264,340,000	5,984,357,075	4,440,023,457	201,785,952	1,342,547,666	74.19	

(4) 督促状発送状況

資料18

区分	期別									
	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	随時	計
現年度分	5,769	5,192	5,399	5,223	5,130	4,835	4,940	4,559	698	41,745

(5) 誤納、過納、更正等による還付の状況

歳出還付分 955件 19,622,234円

(6) 納付状況

ア 口座振替 89,362件 1,968,230,600円
 イ コンビニエンスストア 84,039件 1,517,669,983円
 ウ 日曜窓口 447件 4,789,600円
 エ 市民サービスセンターあずま 211件 4,629,800円
 オ 市民サービスセンター宮子 199件 5,570,200円

※アからオ以外に金融機関や納税窓口における自主納付、年金特徴などの納付があります。

6 保健事業

(1) 医療費通知

被保険者の医療費に対する認識と自らの健康管理を図っていただくため、受診した全世帯に対し、医療費通知を年4回郵送しました。

通知発送世帯数 延べ88, 112世帯

(2) ジェネリック医薬品差額通知

国保財政の安定化及び患者負担軽減のための取組として、ジェネリック医薬品を利用することで調剤費を削減できる被保険者に対して、削減可能な額をお知らせする通知を郵送しました。

通知発送月 8月 通知人数 1, 343人
2月 1, 444人

(3) その他の保健事業

保健事業の一環として、毎年、生活習慣病や健康増進に向けた内容の教室を開催しており、平成30年度からは年金医療課と共同開催しています。令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行を考慮しながら実施に向けて検討してきましたが、収束の見通しが立たず、高齢者の参加も想定される中、大人数での集会は時期尚早と考えられると総合的に判断した結果、中止としました。

また、医療費適正化のため、医療機関への重複・頻回受診者を抽出して、看護師資格を持つ会計年度任用職員による戸別訪問指導を実施しました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により封書や電話による非接触型の指導を中心に101人に対し行い、医療機関の適正受診について指導するとともに薬の飲み方などの健康相談にも対応しました。

7 特定健康診査等事業

特定健康診査とは、メタボリックシンドローム及びその予備群の状態にあるかどうかを判定するための健診です。

健診の結果、メタボリックシンドロームまたはその予備軍と判定された方は、医師や保健師、管理栄養士など専門家による生活習慣改善のアドバイスやサポートなど特定保健指導を受けることができます。

(1) 特定健康診査及び特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者の特定健康診査及び特定保健指導（初回面接、継続支援及び評価）を実施しました。

特定健康診査は、40歳から64歳までの人は集団健診と個別健診を選択できる方法で、65歳から74歳までの人は個別健診により実施しました。

特定保健指導は、優先度の高い40歳から73歳で、受診結果が動機付け支援及び積極的支援の人を対象とし、集団健診は直営、個別健診は特定保健指導利用券を発送し、直営又は委託医療機関を選択できる方法で実施しました。また、国保人間ドックも特定健康診査として位置付け、特定保健指導対象者に対して特定保健指導利用券を発送し、直営又は委託医療機関を選択できる方法で実施しました。

ア 特定健康診査の実施状況

特定健康診査の受診状況ですが、年度途中での異動者を含む人数となっていますが、受診者数は、1万3,975人で、受診率は、43.7%でした。前年度より9.6ポイント上昇しています。

(ア) 実施状況

資料19

対象者数	受診者数	実施率
32,009人	13,975人	43.7%

※対象者数及び受診者数は、年度途中での加入・脱退等異動者（法定報告では除外）を含む。受診者数は、人間ドック受診者（脳ドックを除く2,036人）を含む。

(イ) 受診結果の内訳（集団健診4月～7月 個別健診5月～11月）

区分		受診者数	動機付け支援	割合	積極的支援	割合
集団健診	40～64歳	1,099人	87人	7.9%	150人	13.6%
個別健診	40～64歳	2,104	162	7.7	264	12.5
	65～74歳	8,736	979	11.2		
計		11,939	1,228	10.3	414	3.5

イ 特定保健指導の実施状況

資料20

区分		動機付け支援			積極的支援		
		対象者	実施数	割合	対象者	実施数	割合
集団健診	初回面接	87人	64人	73.6%	150人	39人	26.0%
	評価終了者	64	60	93.8	39	35	89.7
個別健診	初回面接	784	121	15.4	205	11	5.4
	評価終了者	91	86	94.5	19	18	94.7
人間ドック	初回面接	142	23	16.2	33	2	6.1
	評価終了者	12	11	91.7	5	3	60.0

※個別健診と人間ドックの対象者は、特定保健指導利用券発送数、評価修了者は令和元年度初回面接者を含む。

(2) 特定健診受診率向上業務委託料

令和3年度の新規事業として、人工知能（AI）を使ったデータ分析業務、受診勧奨業務、受診勧奨結果報告業務などの特定健診受診率向上業務委託を実施しました。

受診勧奨通知発送 5月 通知人数 15,000人
9月 11,180人

(3) 人間ドック検診費補助金

被保険者の健康保持、疾病の早期発見、早期治療等を図ることを目的として、人間ドック受診者には検診費用の補助を実施しています。昨年度から受診者が142人増えています。

資料21

		補助単価	受診人数	金額
1日人間ドック	男	15,000円	978人	14,670,000円
	女	17,000	820	13,940,000
1泊2日人間ドック	男	17,000	9	153,000
	女	17,000	3	51,000
1日人間ドック 及び脳ドック	男	28,000	108	3,024,000
	女	30,000	118	3,540,000

脳ドック	男	13,000	9	117,000
	女	13,000	57	741,000
合 計			2,102	36,236,000

報告事項2 令和4年度国民健康保険課税状況について

令和4年度 国民健康保険税当初課税額等一覧表(現年度分)

年度・区分	(参考)令和3年度			令和4年度		
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
(前年度比)課税総所得	94.8 % 28,706,336 千円	94.8 % 28,706,336 千円	90.7 % 11,942,527 千円	98.9 % 28,387,067 千円	98.9 % 28,387,067 千円	99.0 % 11,824,584 千円
(前年度比)被保険者数	98.3 % 46,752 人	98.3 % 46,752 人	97.8 % 14,839 人	96.5 % 45,099 人	96.5 % 45,099 人	96.9 % 14,384 人
(前年度比)世帯数	99.2 % 28,747 世帯	99.2 % 28,747 世帯	97.7 % 12,390 世帯	98.1 % 28,193 世帯	98.1 % 28,193 世帯	97.9 % 12,126 世帯
算出税額	1,871,212 千円	705,090 千円	230,069 千円	1,841,129 千円	693,754 千円	230,958 千円
所得割	1,167,529 千円	449,049 千円	155,100 千円	1,120,109 千円	430,810 千円	149,898 千円
均等割	544,910 千円	199,358 千円	72,073 千円	530,488 千円	194,081 千円	70,235 千円
平等割	3,583,651 千円	1,353,496 千円	457,242 千円	3,491,726 千円	1,318,646 千円	451,091 千円
計	460,846 千円	174,382 千円	56,631 千円	447,734 千円	169,402 千円	55,343 千円
低所得者軽減計	0 千円	0 千円	-	12,008 千円	4,618 千円	-
未就学児軽減計	356 世帯	619 世帯	206 世帯	345 世帯	530 世帯	205 世帯
限度超過額	153,094 千円	79,495 千円	19,295 千円	169,946 千円	82,754 千円	25,771 千円
減免・端数切捨額	3,022 千円	1,921 千円	512 千円	2,981 千円	1,895 千円	465 千円
(前年度比)調定額(課税額)	97.3 % 2,966,689 千円	97.2 % 1,097,698 千円	97.0 % 380,804 千円	96.4 % 2,859,057 千円	96.6 % 1,059,976 千円	97.0 % 369,512 千円
限度額(上限額)	63 万円	19 万円	17 万円	65 万円	20 万円	17 万円
1人当たり	63,456 円	23,479 円	25,662 円	63,395 円	23,503 円	25,689 円
1世帯当たり	103,200 円	38,185 円	30,735 円	101,410 円	37,597 円	30,473 円
賦課割合	50.08 % (50.08 %) ()	49.10 % (49.10 %) ()	48.13 % (48.13 %) ()	50.31 % (50.31 %) ()	49.44 % (49.44 %) ()	48.24 % (48.24 %) ()
割合	49.92 % (34.03 % 15.89 %)	50.90 % (35.25 % 15.65 %)	51.87 % (35.42 % 16.45 %)	49.69 % (33.72 % 15.97 %)	50.56 % (34.86 % 15.70 %)	51.76 % (35.24 % 16.52 %)

注) 賦課割合については、課税限度超過額を保険税算定額から控除し、軽減分の控除前で算出

令和 4 年度版

伊勢崎市国民健康保険税について

納期限までの納付にご協力をお願いします。

国民健康保険税を納付する方（納税義務者）

国保税の納税義務者は世帯主になります。

世帯主が他の健康保険等に加入している場合も同様です。

他の保険に切り替わったときは



ご自身で国保脱退の手続きが必要です。

納めすぎが生じた場合は、後日、還付のお知らせを送付します。

国民健康保険税の納付時期と回数

国保税の納付方法には普通徴収(口座振替又は納付書払い)と特別徴収(年金からの差引き)があります。

普通徴収の方は原則、口座振替による納付をお願いします。申込方法は下記の「口座振替の申込方法」をご覧ください。

普通徴収は、通常4月から翌年3月までの1年(12か月)分を8回に分けての納付となり、納期限は7月から翌年2月までの各月末日です(12月は25日。月末が土・日・祝休日の場合は翌日が納期限となります。)。必ずしも1期分が1か月分ではありません。

特別徴収で納付いただく場合は、年金受給月(4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回)の納付となります。

令和4年度の普通徴収の納期限は、以下のとおりです。3月に税額の変更(増額)があった場合は、随時1期での納付となります。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
納期限				8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日	1月31日	2月28日	

口座振替の申込方法

下記の金融機関等の窓口で、「口座振替依頼(申込)書・自動払込利用申込書兼廃止届」に必要事項を記入して提出してください。

取扱金融機関	群馬銀行・三井住友銀行・足利銀行・東和銀行・アイオー信用金庫・しのめ信用金庫・桐生信用金庫 あかぎ信用組合・ぐんまみらい信用組合・中央労働金庫・佐波伊勢崎農業協同組合・ゆうちょ銀行(郵便局)
必要なもの	①引き落としを希望する口座の通帳 ②通帳の届出印 ③国民健康保険税納税通知書

※金融機関等が申込書を受け付けた日の翌月25日以降に納期限となる分から引き落としが始まります。

申込月の月末(または翌月初め)が納期限になっている分は引き落としが間に合いませんので、納付書で納めてください。

口座振替を登録すると

- 納期のたびに、市役所・支所や金融機関などへ納付に行く手間が省けます。
- 指定した口座から自動的に振り替えられるので、納め忘れがありません。
- 一度手続きをすれば、翌年度以降も口座振替が継続されます。

国民健康保険税の税率

各世帯の年間の国保税を下記の税率により算定します。年度途中で加入・脱退があった際は、加入月に応じて月割計算します。

医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
病気にかかったときなどの医療費として、国保加入者全員が負担します。	後期高齢者医療への支援分として、国保加入者全員が負担します。	介護保険事業への納付金として、40歳から64歳までの国保加入者が負担します。
①所得割	④所得割	⑦所得割
加入者全員の 基準総所得額(*1) × 6.9%	加入者全員の 基準総所得額(*1) × 2.6%	加入者全員の 基準総所得額(*1) × 2.1%
②均等割	⑤均等割	⑧均等割
国保加入者数 × 26,000円 <small>未就学児(*2)半額</small>	国保加入者数 × 10,000円 <small>未就学児(*2)半額</small>	対象者数 × 11,000円
③平等割	⑥平等割	⑨平等割
1世帯につき 20,500円	1世帯につき 7,500円	1世帯につき 6,100円
【①+②+③】 限度額 65万円 <small>(令和3年度 63万)</small>	【④+⑤+⑥】 限度額 20万円 <small>(令和3年度 19万)</small>	【⑦+⑧+⑨】 限度額 17万円 <small>(令和3年度 17万)</small>

*1 基準総所得額 = 前年の総所得金額等 - 基礎控除

*2 未就学児とは6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者のことです。

均等割・平等割の減額**手続き不要**

※所得の申告は必要です。

前年中の世帯主と被保険者の総所得(軽減判定所得)が一定額以下の世帯は、均等割額及び平等割額が減額されます。

減額割合	世帯員(世帯主+被保険者)の所得の合計
7割 を減額	43万円 + 【10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】 以下の場合
5割 を減額	43万円 + 【10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】 + (28万5千円 × 被保険者数) 以下の場合
2割 を減額	43万円 + 【10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】 + (52万円 × 被保険者数) 以下の場合

- ・被保険者には、同世帯で国保から後期高齢者医療制度へ移行した方も含まれます。
- ・給与所得者等の数とは、世帯主及び被保険者で以下の①②のいずれかに当てはまる方の人数です。
 - ① 給与収入55万円超の方
 - ② 公的年金等の収入額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超の方
- ・上記表の【10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】の加算は給与所得者等の人数が2人以上の場合にのみ適用します。
- ・世帯の中に前年分の所得を申告していない方がいる場合は、適正な税額計算、減額制度の適用ができない場合があります。収入がない、遺族・障害年金等の非課税所得のみであったなどの場合も、減額制度の適用を受けるためには申告が必要な場合があります。
- ・65歳以上の国保加入者の公的年金に係る雑所得については、15万円を控除した金額を軽減判定所得とします。
- ・収用等の特別控除の適用を受けている場合、軽減判定所得は特別控除前の所得を使用します。
- ・青色専従者給与額及び事業専従者控除額は事業主の所得とみなし、事業主の軽減判定所得に含みます。
- ・青色申告で繰越純損失がある場合、専従者給与分を繰越純損失から除きます。

保険税等に関するお問い合わせについて

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来庁はできるだけ控えていただき、お電話でのご相談にご協力をお願いいたします。※お電話の際は送付された納税通知書をお手元にご用意ください。

小学校入学前の子どもの均等割額の5割を減額します

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和4年度から、国保に加入している未就学児にかかる国保税の均等割額の5割を減額します。所得が一定の基準額以下である場合の、均等割額・平等割額の減額が適用される世帯では、減額後の均等割額について、5割をさらに減額します。減額を受けるための申請は不要です。

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免(全額・一部)について

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合、②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和4年中の事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入が、令和3年中の同じ種類の収入と比較して30%以上減少する場合に、国保税の減免を受けられることがあります。減免の詳しい条件や必要書類等は、市のホームページで確認するか、お電話でお問い合わせください。

課税額の上限を引き上げます

国保税は、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分を合算して計算します。3つの項目にはそれぞれ年間の課税額の上限が定められています。この課税上限額を、令和4年度から右表のとおり変更します。

表 課税額の上限

	令和3年度	令和4年度
医療分	63万円	65万円
後期高齢者支援金分	19万円	20万円
介護納付金分	17万円	17万円

所得申告による国保税の増額(減額)更正について

本年3月16日以降に所得申告をされた方及び事業者からの給与報告書が提出された方については、納税通知書作成スケジュールの都合上、今回送付した納税通知書の国保税額が前年の所得情報を反映した計算となっていない場合があります。所得情報を反映して再計算した結果、税額が増額または減額となる場合は、税額変更通知書を8月以降に発送しますので、ご了承ください。

お問い合わせ先 伊勢崎市役所 国民健康保険課 賦課係 電話 0270-27-2736 (直通)

E-mail kokuho@city.isesaki.lg.jp

報告事項 3 未就学児に係る被保険者均等割額の減額について

概要

地方税法等の一部改正に伴い、伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正し、令和4年度分以降の国民健康保険税について、子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額の5割を減額するもの。

計算例

	改正前（1人当たり）	改正後（1人当たり）
医療分	2万6千円	1万3千円
後期高齢者支援金分	1万円	5千円

※国民健康保険税の軽減対象世帯については、軽減後の均等割額からさらにその5割を減額する。

7割軽減対象世帯の未就学児：軽減後の3割の半分を減額 ⇒ 合わせて8.5割軽減

5割軽減対象世帯の未就学児：軽減後の5割の半分を減額 ⇒ 合わせて7.5割軽減

2割軽減対象世帯の未就学児：軽減後の8割の半分を減額 ⇒ 合わせて6割軽減

以上の内容で令和4年3月の伊勢崎市議会定例会において条例改正の議案を提出し、議決済みです。

*

*

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和4年伊勢崎市条例第10号）

令和4年3月24日公布・令和4年4月1日施行

改正内容

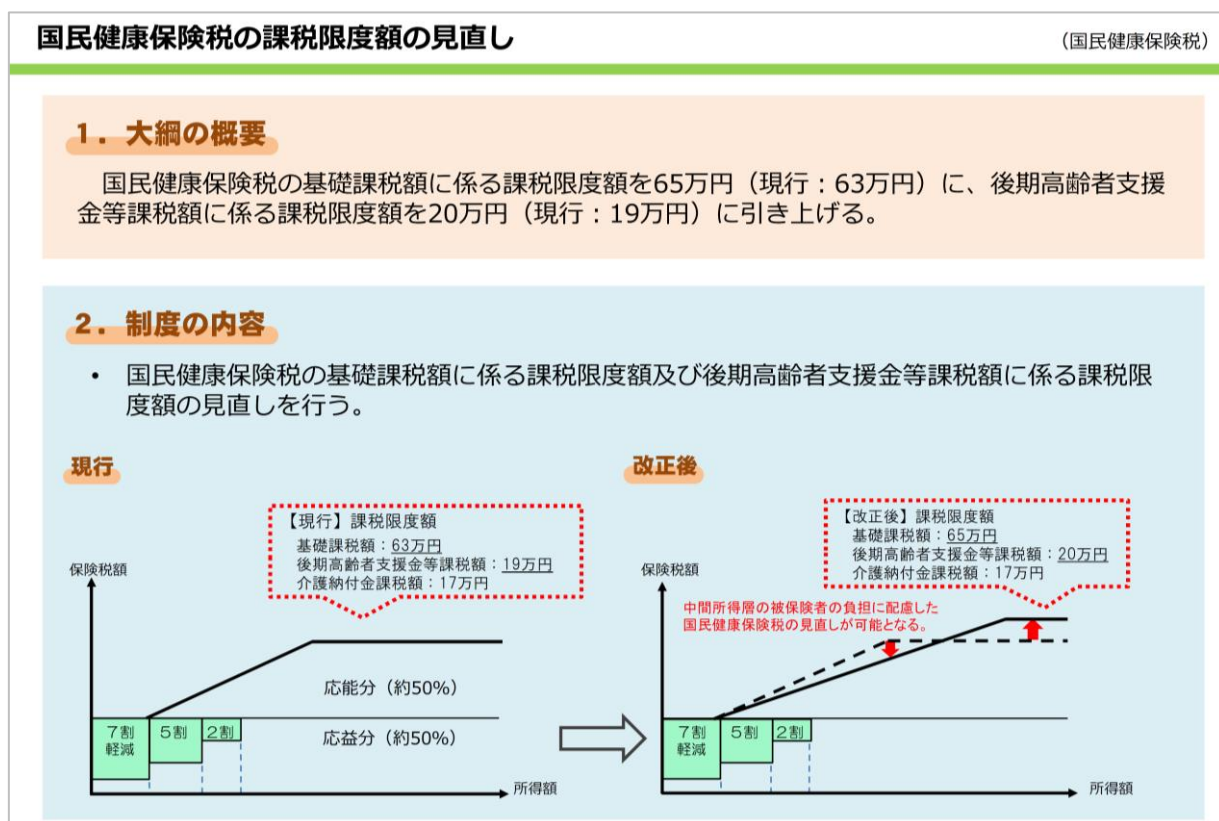
- （1）未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額するもの
- （2）規定の整備を図るもの

報告事項 4 国民健康保険税の課税限度額の見直しについて

概要

令和4年度税制改正に伴い、伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正し、令和4年度分以降の国民健康保険税について、基礎課税額（医療分）及び後期高齢者支援金分課税額に係る課税限度額を見直すもの。

- ①医療分に係る課税限度額を、現行の63万円から65万円に引き上げる。
- ②後期高齢者支援金分に係る課税限度額を、現行の19万円から20万円に引き上げる。



出典：厚生労働省報道発表資料「令和4年度 税制改正の概要(厚生労働省関係)」

以上の内容で令和4年3月31日付市長専決処分により条例改正を行い、令和4年5月の伊勢崎市議会臨時会において報告し、承認済みです。

*

*

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和4年伊勢崎市条例第15号)

令和4年3月31日公布・令和4年4月1日施行

改正内容

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に改めるもの
- (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円に改めるもの

報告事項5 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について

概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、国が示した基準に基づき、関係条例等を改正した上で令和4年度においても実施するもの。減免の対象は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある令和4年度分及び令和3年度相当分（令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以降に納期限が到来するものに限る）の国民健康保険税とするもの。

減免の対象となる世帯及び減免額

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯

→ 全部を免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯

→ 一部を減額または全部を免除

※減免対象の判定及び減免割合・金額の計算方法は、令和2年度、令和3年度に実施した減免と同じ（参考：別紙チラシ）。

財政支援の割合

・国が示す基準により算出した保険税減免の実績に応じて、保険税減免総額の10分の10相当額、又は10分の6相当額、又は10分の4相当額が、特別調整交付金として財政支援されるもの。

以上の内容で令和4年6月の伊勢崎市議会定例会において条例改正の議案を提出し、議決済みです。

*

*

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和4年伊勢崎市条例第17号)

令和4年6月29日公布・令和4年6月29日施行

改正内容

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例を令和4年度分及び令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和3年度相当分の国民健康保険税について適用するもの

令和2年伊勢崎市告示第142号の一部を改正する告示(令和4年伊勢崎市告示第134号)

令和4年6月29日告示

改正内容

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について定める告示において、減免申請書の提出期限を令和4年3月31日から令和5年3月31日に改めるもの

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は **保険税が減免** となります。

対象年度 令和3年度分・4年度分の保険税 (令和4年4月1日～令和5年3月31日に納期限があるもの)

保険税の減免の対象となる方

申請期限 令和5年3月31日(金)

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険税を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険税の一部を減額**

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

1. 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入について、種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて**10分の3以上**減少する見込みであること
2. 前年の所得の合計額が**1,000万円以下**であること
3. 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が**400万円以下**であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

保険税の減免額の計算方法

保険税の減免額 = 減免対象保険税額 (A×B/C) × 減免割合 (D)

減免対象の保険税額 (A×B/C)

A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の所得の合計額(※)

※社会保険に加入している世帯主及び国保から後期高齢者医療に移行した人の所得も含みます。

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

主たる生計維持者の前年の所得の合計額が
300万円以下の場合 : 全部 (10分の10)
400万円以下の場合 : 10分の8
550万円以下の場合 : 10分の6
750万円以下の場合 : 10分の4
1,000万円以下の場合 : 10分の2

主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、上記にかかわらず、減免対象保険税の全部を免除します。

新型コロナウイルス感染症の影響により会社を退職した場合

該当条件

- ① 離職時の年齢が65歳未満
- ② 雇用保険受給資格者証に記載の離職理由が11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれか

雇用保険を受給し、所定の条件を満たす方は保険税が軽減されます。該当する場合、前年中の給与所得を30%に減額して税額を算定します。

詳しくはお問い合わせください。感染拡大防止のため、できる限り郵送での申請をお願いします。

お問い合わせ・申請書郵送先

〒372-8501 (住所不要)

伊勢崎市 国民健康保険課 賦課係

電話：0270-27-2736 メール：kokuho@city.isesaki.lg.jp

申請書等はホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.city.isesaki.lg.jp/>

報告事項6 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者への傷病手当金制度の対象期間延長について

「新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者への傷病手当金制度の対象期間延長について」ご説明いたします。

参考資料は24～26ページとなります。

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者への傷病手当金の支給については、令和2年6月に伊勢崎市国民健康保険条例等の一部改正し、令和2年度第1回国保運営協議会が書面開催された中でご報告しましたが、その後令和4年9月30日まで対象期間が延長されましたのでご報告いたします。

伊勢崎市国民健康保険に加入されている方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件を満たす方に

傷病手当金が支給されます

支給対象となる人

- 事業主から給与の支払いを受けている（被用者である）
- 新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いにより療養のため就労できなかった期間がある
- 該当の期間中に就労を予定していた日があり給与の全部又は一部の支給が受けられなかった

対象期間が
延長されました

支給対象となる日数

令和2年1月1日から令和4年9月30日までの間で、就労ができなくなった連続する3日間（待期期間）を除いた4日目以降就労を予定していた日（最長1年6か月）

支給金額

支給金額 = 1日当たりの支給額 × 支給対象となる日数

※1日当たりの支給額 = $\frac{\text{直近3か月の給与収入合計}}{\text{直近3か月の就労日数合計}} \times \frac{2}{3}$ ※1日当たり支給額上限30,887円

申請方法

郵送または窓口で申請できます

【郵送で申請する場合】

必要書類

- 申請書（世帯主記入用）
- 申請書（被保険者記入用）
- 申請書（事業主記入用）
- 申請書（医療機関記入用）
- 「宿泊・自宅療養証明書」のコピー（お持ちの方）
- 「就業制限の解除について」のコピー（保健所発行）
- 世帯主の通帳のコピー（振込先の分かる部分）
- 世帯主の顔写真付き本人確認書類のコピー
- 被保険者の保険証のコピー

送付先

〒372-8501
群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地
伊勢崎市役所国民健康保険課 給付係

【窓口で申請する場合】

必要なもの

- 申請書（世帯主記入用）
- 申請書（被保険者記入用）
- 申請書（事業主記入用）
- 申請書（医療機関記入用）
- 「宿泊・自宅療養証明書」（お持ちの方）
- 「就業制限の解除について」（保健所発行）
- 世帯主の通帳
- 窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類
- 被保険者の保険証

受付窓口

市役所本館3番窓口（国民健康保険課）
または各支所の市民サービス課

支給には審査があります。審査によって不支給となる場合もありますのでご了承のうえ申請をお願いいたします。

詳細につきましては下記までお問い合わせください

伊勢崎市 国民健康保険課 給付係

電話：0270-27-2737

URL：<https://www.city.lsesaki.lg.jp/>（伊勢崎市で検索）

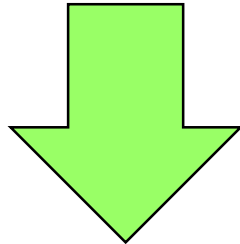


裏面もご覧ください

申請の流れ

①伊勢崎市国民健康保険課給付係までご連絡ください

0270-27-2737（直通）

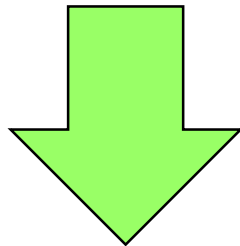


概要をご説明後、申請書を送付いたします。
なお、申請書は伊勢崎市ホームページからご自身でダウンロードすることもできます。

②申請書をそろえてください

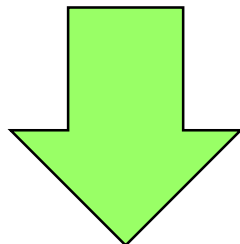
※事業主や医療機関の証明が必要なものはご自身でそろえてください

※医療機関を受診されなかった場合は「医療機関記入用の申請書」の代わりに、「被保険者記入用」に事業主からの証明が必要になります。



③郵送もしくは国民健康保険課（または各支所市民サービス課）窓口で申請してください

※郵送の場合は、申請に必要なもののうち「振込先口座の確認書類」や「本人確認書類（顔写真付き本人確認書類）」、「保険証」はコピーを添えて送付してください



審査ののち支給額や振込日などを記載した支給決定通知書を送付いたします。

④支給決定通知書をご確認ください

※支給の場合、原則翌月末に世帯主の口座に振り込みされます。

問い合わせ先

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地
伊勢崎市 国民健康保険課 給付係 電話：0270-27-2737



傷病手当金制度の支給対象判断チャート

伊勢崎市の国民健康保険に加入している（令和2年1月1日から令和4年9月30日まで加入していた期間がある）。

いいえ

対象外

※加入している保険にお問い合わせしてください。

はい

本市の国保加入期間中、被用者（事業主から雇われ、給与等を受けていた方）だった期間がある。

いいえ

対象外

※被用者の方が対象となります。

はい

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のためお仕事をお休みしていた期間が連続して3日（待期期間）を超えている。

いいえ

対象外

※待期期間後の4日目以降から支給の対象となります。

はい

お仕事をお休みしていた期間に、給与等の支払いを受けていない。または減額され支払われた。

いいえ

対象外

※給与等の支払いを受けている場合は支給対象外となります。

※ただし給与等の日額が傷病手当金の日額より少ない場合、その差額が支給されます。

はい

傷病手当金の支給対象となる可能性があります。事前に国民健康保険課へご連絡ください。
電話番号0270-27-2737（給付係直通）

下線部に該当の場合

お休みの期間中、医療機関を受診した。

はい

医療機関の受診ありの場合、以下の書類が必要です。

- ① 支給申請書（世帯主記入用）
- ② //（被保険者記入用）
- ③ //（事業主記入用）
- ④ //（医療機関記入用）

いいえ

医療機関の受診なしの場合、以下の書類が必要です。

- ① 支給申請書（世帯主記入用）
- ② //（被保険者記入用）
- ③ //（事業主記入用）

報告事項 7 国民健康保険被保険者証一斉更新における納税相談について

「国民健康保険被保険者資格証明書」の交付対象世帯等の納税相談

<期日> 5月22日(日)～27日(金)・30日(月)～31日(火)

<時間> 午前9時～午後5時

<会場> 市役所 本館1階国民健康保険課(3番窓口)

報告事項 8 国民健康保険人間ドック補助金申請の電子申請の開始について

令和4年度からインターネット等での電子申請を開始いたしましたのでご報告いたします。

概要

期 間：令和4年4月13日（水）～9月30日（金）（窓口申請と同様）

申請方法：電子申請システムL o g oフォームによる電子申請

対象者がパソコン・タブレット・スマートフォン等から、申請フォームへアクセスすることで、電子で申請が可能となるものです。

メリット：対象者が24時間来庁することなく申請できることで、感染症対策や窓口の混雑緩和等市民の利便性向上に大きく寄与できる。

広 報：HPや広報等に掲載するほか、前年度国民健康保険人間ドック検診費補助金の申請者へ、はがきで電子申請が可能となったことについて周知を実施。

※ 6月末日現在の人間ドック補助金申込者総数 1,591人、うち電子申込者数 579人（36.39%）。

国民健康保険(40歳以上)・後期高齢者医療制度

人間ドック補助金

インターネット申請開始!

- ☑ お家で簡単お手続き!
- ☑ 24時間いつでも申請!

スマホやパソコンから人間ドックの補助金申請ができるようになりました!ご希望の方は、下記のとおり申請してください。

① 検診日予約

- 事前に指定医療機関へ予約
- 検診実施期間 令和5年3月まで

② 補助金申請

- 10月までに検診予定 → 検診日の前々月末まで
- 11月から3月に検診予定 → 9月30日(金)まで

補助金申請の依頼や対象の医療機関は市のホームページまたはコチラから

国保はコチラ



後期はコチラ



問い合わせ 伊勢崎市 国民健康保険加入者＝国民健康保険課 (☎0270-27-2737)
後期高齢者医療制度加入者＝年金医療課 (☎0270-27-2739)

対象

補助金申請日及び検診当日に、本市の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入し、被保険者証が発行されていて、令和5年3月31日時点で次の年齢に該当する人
※後期高齢者医療制度加入者の場合、保険料を完納している人

- 人間ドック＝40歳以上の人
- 脳ドック＝40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳

※国民健康保険加入者で75歳になる人と、後期高齢者医療制度加入者は「1泊2日人間ドック」と「脳ドック」のみの申し込みはできません。

補助金申請の流れ

① 指定医療機関で検診日を予約 ※予約の際は保険証を用意してください。

検診の実施期間 **令和5年3月まで**

検診の種類 1日人間ドック、1泊2日人間ドック、
1日人間ドック及び脳ドック、脳ドック

指定医療機関

- 石井病院
- 伊勢崎佐波医師会病院成人検診センター
- 伊勢崎市民病院
- 群馬県健康づくり財団
- 鶴谷病院健診センター
- 伊勢崎健診プラザ
- 富木外科胃腸科
- 角田病院健診センター

② 市役所・各支所へ直接／郵送／インターネットで補助金申請をする

補助金の申請期限

● 検診日が10月までの人 → 検診日の前々月末までに申請(必着)
● 11月から3月までの人 → 9月30日(金)までに申請(必着)

注意1 期限までに補助金申請しないと、検診費用は全額自己負担となります。

注意2 人間ドックを受ける人は、特定健康診査や後期高齢者健康診査は受診できません。重複して受診した場合、人間ドックの検診費用は全額自己負担となります。

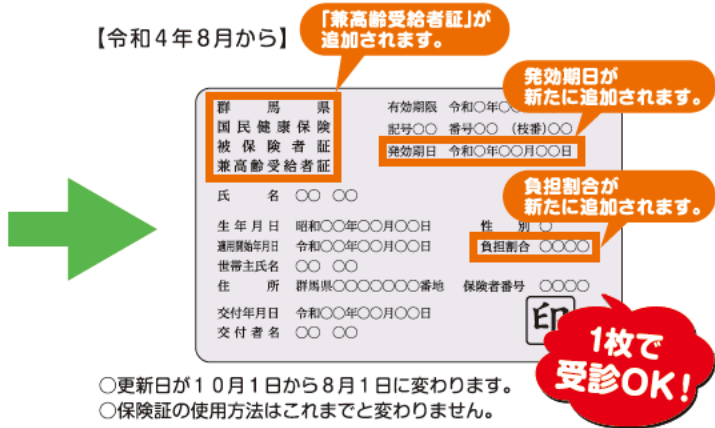
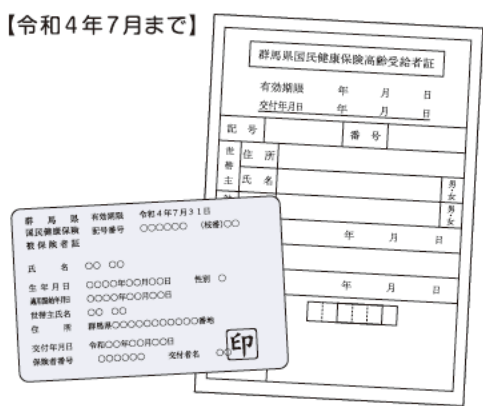
国民健康保険 加入の皆さまへ



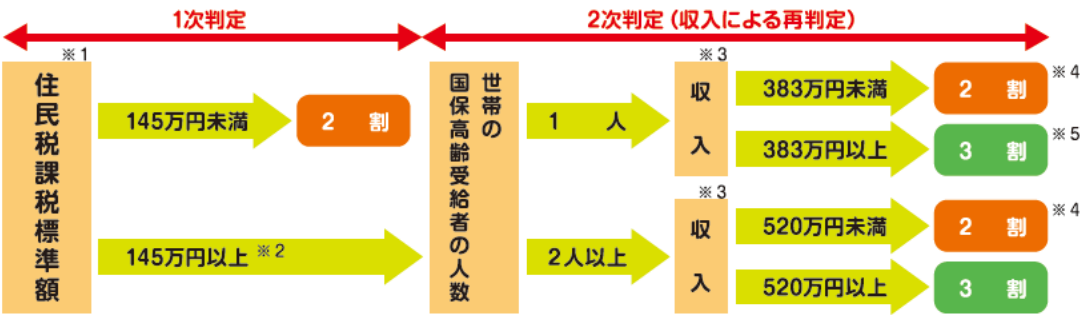
70歳～74歳
の方が対象

令和4年更新分から 保険証と高齢受給者証が1枚になりました

これまで国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方が医療機関等を受診する際は、保険証と高齢受給者証の2枚を提示する必要がありましたが、加入者の利便性を高めるため、**令和4年8月から保険証と高齢受給者証を一体化し、1枚で受診ができるようになりました。**



70歳から74歳の国保加入者(国保高齢受給者)の自己負担割合について



(注)「住民税課税標準額」は国保高齢受給者個人ごと、「収入」は世帯の国保高齢受給者の合計額です。

※1 住民税の計算において、収入金額から必要経費(公的年金等控除及び給与所得控除を含む)、各種控除(社会保険料控除、医療費控除など)を差し引いたあとの金額です。ただし、山林所得や、確定申告された特別控除後の分離課税所得(譲渡、株式、先物等)がある場合は、その金額が加算されます。なお、19歳未満で合計所得額が38万円以下の国保加入者がいる場合には、16歳～19歳未満1人につき12万円、16歳未満1人につき33万円が計算上控除されます。

※2 世帯の国保高齢受給者で145万円以上の人が1人でもいる場合には、「145万円以上」と判定されます。また、世帯の70歳から74歳の国保加入者全員の旧ただし書き所得(総所得金額等一基礎控除)の合計額が210万円以下の場合、自己負担割合は2割となります。

※3 年金、給与、不動産、株式、配当などの必要経費控除前の金額(分離課税分を含む。)をいいます。

※4 負担割合が3割の被保険者証が送付された方については、「国民健康保険基準収入額適用申請書」を提出することにより自己負担割合が2割となる場合があります。(保険者により判定収入を把握できる場合は申請が不要場合があります。)

※5 世帯の国保高齢受給者が1人であり、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人との収入の合計金額が520万円未満の場合は、自己負担割合は2割(※4)となります。

報告事項10 令和4年度の主なスケジュールについて

